



○公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録した。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1376	笹岡 隆重 下高井郡野沢温泉村前坂8490	種穂の採取及び精選 幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	生産事業者の 氏名住所に同じ

森 林 保 全 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類
飯田都市計画地区計画（川路地区）
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類
飯田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

○公 告

次のとおり、都市公園の供用を開始する。

平成14年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 名 称
長野県烏川溪谷緑地
- 2 位 置
南安曇郡穂高町及び堀金村
- 3 区 域
別紙図面のとおり

（別紙は省略し、長野県土木部都市計画課及び長野県豊科建設事務所において縦覧

に供する。)

- 4 供用開始の期日
平成14年4月1日

都市計画課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の規定により、長野県職員に関する措置請求に係る長野県監査委員の勧告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表する。

平成14年3月25日

長野県監査委員	池	田	益	男
同	井	出	公	陽
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

13政第144号

平成14年3月14日

長野県監査委員 池田益男 様
長野県監査委員 井出公陽 様
長野県監査委員 内田雄治 様
長野県監査委員 柳澤賢二 様

長野県知事 田 中 康 夫

「長野県職員に関する措置請求」に係る監査委員の勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成14年2月18日付け13監査第51号で勧告のありました標記「長野県職員に関する措置請求」について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第7項

の規定に基づき通知します。

記

監査委員から勧告のあった海外視察に係る旅費等の支出の一部返還について、前議長及び随行職員それぞれに対して、前議長1,670,000円、随行職員517,900円を県へ返還するよう請求し、平成14年3月5日にその納入を確認した。

監査委員事務局